

日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

第二部 労働運動

第二編 労働組合運動

第三章 企業整備対策運動

第二節 東芝労連の企業整備闘争

東芝労連の企業整備闘争は、一九四六年秋二カ月にわたって闘われた「一〇月闘争」にはじまる。この闘争で組合側は、会社の企図した大量の人員整理と地方弱小工場の整理案を撤回せしめ、賃上げ要求を貫徹、生産復興会議を獲得した。この四六年の一〇月闘争以来四九年十一月仮協定の妥結を以て一段落する東芝労連の企業整備闘争は、四八年秋会社側からの独立採算制の提示の頃を劃期として、はば二期に分かれる。

一〇月闘争直後から独算制までの第一期は、インフレ下での賃金
圧下政策によって「自然退職」をあふり実質的に企業整備をおしすすめてゆくという、云わば「慢性的企業整備」の時期である。この過程で、一〇月闘争による諸成果を漸次的に崩壊させつつ、資本の立ち直りが着実に進められていった。又、「企業再建整備法」の成立によって、企業整備＝人員整理による資本家的復興方式は法的に準備されてゆく。この企業再建整備法に対しては組合は、「他の労組と共にこの法律に対する闘争を組織し法的にも労働者側の意見を相当強力に反映せしめうるように改正する事に成功し、中央経済再建整備委員会にも東芝労連から川島氏(本社組合)を送り込んだ」(東芝労連印刷第一一四号)。又、インフレ下での賃金圧下による「自然退職」政策に対しては、経営資料の分析に裏付けられた上での機械体系・作業行程の合理化と労働組織の民主化による生産機構の近代化運動＝生産復興闘争に結びつけながら展開される賃金闘争(スライド制、最低生活保証給＝最低賃金制の実施、退職金制度の改善要求を含む賃上げ闘争)を以て対抗し、更に「四八年夏以降、『特損闘争』を職場闘争と結合して展開し、一〇月争議でかちとった生産復興会議を闘いの場として活用、会社側が企業整備法を悪用して資産を水ぶくれさせ、インフレの被害を労働者の肩に押し付けようとする事に対して痛撃を加え、堀川町を始め、幾多の組合に於いて会社案を修正せしめた」(同上)。

だが、賃金闘争で組合のかち得た若干の成果もインフレ収奪の過程で刈り取られ、「自然退職」の続出となり、一〇月闘争の頃四五〇〇〇の組合員数は四七年末三五、〇〇〇人、四八年末二八、〇〇〇人と大巾の減少をみた。

第二期は四八年秋、資本の独算制提示を以て始まり、ここに資本の本格的な企業整備攻勢は火ぶたを切る。

この独算制は、四八年秋、復金及びシンデケート団からの計六億円の融資に際する条件として要請され、それは工場毎の個別採算制とともに、「企業の支払能力」を原則とする賃金の総額制限制(賃金総額が生産高と販売高とにリンク)を含み、従って、能率の悪い赤字工場を整理し労働者を解雇してゆく効果をもつと同時に、賃金額は工場毎の採算条件＝支払能力の範囲内で決定され従って夫々に相異し、それによって各組合の闘争力を弱め(スト乃至サボによる生産減退はこの賃金形

態では直ちに融資に響き賃金額を減少せしめる)、又連合会としての統一闘争を困難化せしめ乍ら、而も(損益分岐点の恣意的算定によって)常に一定の利潤を確保してゆくことをねらいとするものであった。この会社の工場毎の独算制実施の主張は、労連側の強硬な反対に出会って決裂し、会社側は中央交渉を避けて地方に決戦の場をえらび、地方工場の各個撃破戦法に出た。この戦法は遅れた組合では功を奏して小倉、富士、群馬、新潟等の戦線脱落となったが、加茂、川岸、新潟、長井の諸工場に対する帰休制度実施の強要は、「職場管理」や農民、市民をまきこむ「横這い闘争」を以てする組合側の柔軟且強靱な反撃に出会い、かくして「加茂、川岸を皮切りに翌年四月までに四、〇〇〇名の首を切つて見せるとの会社側の豪語にかかわらず、数次の警察権力による弾圧にも屈せず地域の民主勢力と結合した両組合の健闘はついに六月に至るも会社をして一名の首を切ることすら出来なかった、この間新開社長はじめとする当時の経営陣は責任を負って退陣、かわって財界は石坂泰三氏を東芝に送り(四月)こみ全面的な一大決戦を覚悟して準備を急ぎはじめた」(東芝労連ニュース第六号)。

折柄、四九年二月一八日、持株会社整理委員会から過度経済力集中排除法による東芝全四四工場のうち二八工場処分の指令案が出された。四四工場中の二八工場(研究所一)は、二月現在いずれも操業それらの工場の生産高の東芝会社の生産高中に占める割合は重

電機関係二三%、軽電機関係七%であった。

東芝四四工場の製品別区分 ○印は処分工場

重電気機械—鶴見、三重、府中、押切、○松川、○綱手、札幌(建設中)

真空管電球—堀川町、○旭川、○秋田、大阪、余部、小倉、○今治、横須賀(建設中)(以下部品工場)川口、柳町、砂町、甲府、○小田栄、富士、○新津、○門司、○沼無

通信機—小向、○神戸、(以下部品工場)○茂原、○長井

機器—○加茂、○川岸、○群馬、○大仁

工具—○塚越、○富田林

化学—○湘南、○鷺津

薬品—○前橋、○五泉

耐火物—○刈谷

体温計—○大井川

製綱—○足立

製材—○鮫

炭素製品—○荏原

○〔生研〕、〔マツ研〕

更に、集排法による指令案発表と同時に、会社側は労働協約の改正を申入れ、かくして、「三月中旬には決定指令が出ることを予想して四月決戦の強行を期していた」のである。(東芝労連ニュース第六号)

協約改正の趣旨は、経営者側の説明によれば経営権の確認と平和条項の挿入にあり、組合側はその骨子を次の如く特徴づけている。

- 1 人員整理事由の原則
- 2 団結権の制限
- 3 組合活動の制限
- 4 組合事務所の締出
- 5 政治活動の制限
- 6 賃金ストップの原則

- 7 団体交渉権の否定
- 8 争議権の完全剥奪
- 9 帰休、休暇、解雇を行う自由
- 10 低賃金の原則

かかる協約の会社案に対して、組合側は基本的に異なる立場からする組合案を提示、決裂するや、会社側は三月二十八日以降は協約はないと通告、同二十八日、東芝労連は東京地裁に対して労働協約有効を前提とする「協約違反禁止」の仮処分を申請、会社は横浜地裁に対し「労働協約不存在」の仮処分申請をなし、ここに協約闘争は企業整備闘争の一環として闘われるに至ったのである。

かかる激越な資本攻勢に対して、東芝労連では、四九年二月下旬に全国委員会を招集し、集排法による企業整備に対する闘争方針を次のように決定した。

現在の段階は昨春確立された企業整備闘争方針の総攻撃の段階であることを十分に認識し、労働法規改悪反対闘争、賃金闘争の大きな波との密接な連携の下に組合の死活にかけて闘わねばならぬ。

(一)正面攻撃として法律の枠内での闘争を展開する。即ち、集排法による企業整備に対しては、組合は趣意書並に理由書を提出する、聴問会に於ける異議の申立、抗争手段としての内閣総理大臣に対する不服申立、裁判所に対する訴訟、企業再建整備法の中での闘争を行う。

(二)側面攻撃の一として、労働法規闘争、賃金闘争の大きな圧力を活用して闘い、産別、大金属、その他の単産、社会党・共産党・労農党への共闘申入、地域人民防衛体制の確立を目標とする。

(三)側面攻撃の二として、国内及び世界与論への呼びかけを行いGHQ、対日理事会、極東委員会、日本政府、政党、持株会社整理委員会、ジャーナリストへ働きかける。

以上の闘争方針を実施するために、賃金遅配に対する闘争、加茂・川岸各工場の工場閉鎖に対する闘争、労働協約の改悪と一方的破棄に対する非常事態宣言の通告等を強力に推進することとなった。

さらにこの闘争について注意すべき心構え乃至方針として

- 一、敵は即戦即決戦法に出ているから十分腰をおちつけて執拗に喰い下って徹底的に闘うこと。
- 二、東芝を中心に広汎なる各企業、市民、農民の闘争を組織すること。
- 三、各企業、都市、農村の現実の諸問題をとりあげて闘争を組織し、東芝全体の全従業員自体をこの闘争に引入れると同時に、人民生活の安定、労働法規改悪反対、民族産業防衛、自由と平和と独立を擁護する線で統一行動を組織すること。
- 四、不正摘発を行い、資本の対立を利用すること。

を挙げている。
之に呼応し、大金属中央委員会では四月一日の決定に従い

東芝労連傘下の各組合並に其の地域各組合と連繋をとり、強固な地域闘争網を形成し、……労働法規改悪反対、労働協約蹂躪反対に関し、ストライキを以て意思表示をし、活発なる各種行動を実施すべし。

という闘争指令を発し、波状スト、横這いストを全国各色の工場に実施しようとする態勢に出た。

東芝労連は、右の闘争方針に基き、「正面改撃」として、指令案に対し、三月八日、九日に趣意書及理由書を提出し、一月の聴問会の口頭陳述における異議の申立て、政府に対する不服の申立て及び裁判所に対する訴訟等、法律の枠内で「敵の法律」を逆用して闘うという闘争を展開した。

趣意書は詳細に亘って指令案を反論しているのであるが、その結論としては

(集排法による)この指令案は、その余部が(1)(該)立法の精神を蹂躪し、(2)立法の目的に違反し、且つ(3)GHQ五人委員会の提議せる集排法実施の四原則に違反したるもので、明らかに適法性がなく、寧ろ経済力の集中を育成する(例えば二八工場の処分指令と同時に東芝車輛の合併指令が出ている)許りか、資本家が労働者のみの犠牲を強要して企業の再建を図らんとする野望をその儘指令案の形で発表したもので、之を保護して法律的保証を与えようとするものである。かかる事実は単に過度経済力集中排除法の違法行為たるのみか、日本国憲法に対する違反である。

というにあった。

又、かかる中央における法律闘争とともに、処分二八工場は自主的に職場管理を行いつつ所在の市民、農民層と提携して工場閉鎖反対＝地方産業防衛の闘争を展開すると同時に市民、農民層の反税闘争などに加わって「地域人民闘争」を具体的に展開、さらに非処分工場を含めて広汎な工場処分反対、協約改悪反対闘争がみられた。その場合、日常的職場闘争の精力的展開によって職制をも組合側にひきずりこんでゆく。例えば課長に「この職場からは首切りは出さない、会社のやり方は協約違反だ」といった言質をとり、問題が起れば組合員が課長をつれて交渉にゆくという「アベック戦術」或い

は下から職制を逆にころがしてゆく「雪だるま戦術」がとられ、その闘争形態は極めて柔軟かつ巧みであった。中でも、加茂、川岸工場に於ける闘争は、弾圧に抗して最も強靱かつ凄烈を極めていた。

かくして連合会は会社の集排法悪用に対して徹底的に闘い関係各工場労組の地方議会市町村長をも動員して闘い、中央における持株整理委員会、政府当局、GHQ関係へのはたらきかけ、更に極東委、米大審院、世界労連に対する訴え、又その当時開会され、ていた国会へもちこんだ闘いの結果、……持株整理委員会笹山委員長の労連に対する回答書によって会社の本法悪用に大きくさびを打ちこんだ。この結果、会社の思惑は完全にはずれ期待した三月中旬には決定指令は出ず、会社の攻撃は一トン座をきたした(東芝労連ニュース第六号)。

「だが予定より三ヵ月おくれて集排決定指令は六月一八日ついに出され、会社側は六月三〇日人員整理について労連に申入れを行い七月五日から四回にわたり交渉が行われた。」(同上)

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

